

# 江戸時代諸藩における能役者の身分

竹 本 幹 夫

## はじめに

江戸時代の能は現代の能の直接の祖型であるが、それはたんに技法や演出の面のみにとどまるものではない。その端的な例が能役者のあり方であり、現在見られる家元制度の原形となる師弟関係は江戸時代に出発している。その背景となる江戸時代における諸藩の役者の身分・立場について考察したい。ここで覚えて諸藩の役者と限定するのは、彼らの多くが幕府お抱えである四座の役者を師家と仰ぐ弟子筋であるからであり、四座の役者との師弟関係を通じて、藩の中に特定の地位を獲得したからである。

江戸時代の能役者には、四座の役者の外に、京や大坂などの町にはいわゆる手猿衆（町役者）がいた。諸藩が抱えた専属の役者というものは、このような町役者の名人か、四座の弟子筋かであるが、藩士の能に堪能なものが四座の家元から正式の伝授を受けて、武士の身ながらその藩の能大夫となる例もあり、藩の役者の国元での弟子が町役者と呼ばれて藩の能の手伝いに雇われることもあ

った。さらには四座の役者に合力米を下給する藩もあった。

こうした状況の中で、専門の猿衆役者（玄人）と素人（武家）とは、当時においては意識の上では厳然とした相違が存在したが、実際の身分上の区別は甚だ曖昧である。一日の能を自家専属の役者のみでまかなえる藩は例外的で、藩中の武士や町人を雇うなどして間に合わせ、能好きであるのに抱え役者をほとんどおかぬ藩すらあったようである。このように初めから素人の参入が前提になっていた点に、能役者の身分上の曖昧さの原因も潜んでおり、それがまた諸藩の能のあり方の大きな特色でもあった。

## 一、在地の能大夫の消長―熊本の神事能大夫

四座以外の猿衆で江戸時代までその芸流を保ったものは多くない。しかしながらなお地方の神事に奉仕する在地の猿衆の中には、新領主たる藩主に仕えて命脈を保ったものもないわけではなかった。その好例に熊本藩の神事能大夫であった友枝・桜間両家がある。恐らくは万治年間頃までに友枝家は喜多流に転じていたら

しいが、それ以前には両家とも金春流の細川家能大夫中村頼負・正辰父子に師事していた。

細川家入部以前から、熊本の藤崎八幡宮では神事能が行われていた。細川忠利が熊本に入部した翌年の記録である、『寛永十年正月奥書藤崎宮祭次第書上』(平凡社刊『日本祭礼行事集成』第六卷)の「八月放生会祭礼之事」に、「御能五番(致当町人)(当を見せ消ち)」とあり、「町人」の奉納能があったことがわかる。これは細川藩代官に提出した神事次第であるから、以前からの神事の内容を報告したものに相違あるまい。

藤崎宮と並ぶ熊本の大社である北岡祇園宮でも、古くから猿楽が奉納されていたようである。明暦二年前後の記録に基づくらしい転写本の『祇園宮社記』(熊本大学永青文庫蔵)によれば、六月の塩千川の神事では、十四日に「引山二本立、両座者舞案ナリ」といい、大守着座の後「御神案被進、於引山有御能」という。「引山」とは祇園会の鉾である。さらに十月初卯の神事には「本座之者」が、下卯の神事には「新座之者」が「祝言之舞案」を仕る慣習であった。この舞案両座につき同記は次のような文書を紹介する。

宣旨／九州肥後国府中祇園宮舞案座、官位被成下事。勅使代依上落、本座六人・新座三人諸太夫被成下。社役不懈怠様可仕旨、肝要勅定候間、可得其意者也。／享祿四年八月十日／勅承源右中弁氏言在判／白河左大臣頼高在判／両座中以下在判の兩朝臣は該当する人物が見当たらず、偽文書の可能性もあるが、舞案両座の面々が大夫を名乗ることの根拠がこの文書な

のであろう。右の文書に続き、両座の舞案参勤の諸社を列記する中に、護町大明神の正月十六日の仁王経八講・最勝十軸講に「舞案座之者根引之小松ヲ持諷口開是祭中之踏歌学祭礼也」という。

宮中の女踏歌が正月十六日に催行されることからの連想であろうが、踏歌は楽人の仕事ではないし、子の日の祝いの小松を持って祝詞を述べるのは、むしろ室町後期の唱聞師猿楽の松囃子の系統を引くものではなからうか。彼らの「舞案」なるものも実質的には猿楽であった可能性が考えられよう。

『祇園宮社記』の記事の大半を含む、より大部の内容を持つ『寛政二年八月祇園宮御由来其外一式記録』(『日本祭礼行事集成』第二卷)の「勅使代大宮司社家連署状」には、本座六人・新座三人は「代々諸大夫」といい、

一、佐々〔家之時分〕、諸方之社頭被滅、当宮之御社頭不残被滅候。〔加藤主計頭殿〕御代、神領寄付無御座、御幸も被差止、引山ニ而御能迄両座之案人より相動申候様、被仰付候。〔肥後守〕御代、右之引山も被差止、御能迄御座候。

とあり、佐々成政時代の一揆弾圧で祇園社も破却され、その後を受けた加藤清正の代には鉾の上での能のみを「両座之案人」に勤めさせるようにとの指示が下り、次代の忠広の時には、鉾も廃止されたという。そして同書「京国司大明神当御社内ニ御造立御由来之事」に「御宮付属之神役等余多有之候処悉及退転、當時迄も其血脈統居候者」として、「一、本座大夫 友枝源十郎。／一、同 小早川徳右衛門。／一、新座大夫 桜間左陳」が掲げられ、「右、本座・新座家筋之者他ニ居申候へ共、当時御宮御用ニ

罷出申候者共迄書上申候」という。江戸後期には本座二家、新座一家の大夫のみが残ったのである。

彼らに演能による参勤を命じた加藤氏は自らもかなりの数の役者を抱えていた。元和八年の年記のある同じく永青文庫蔵『加藤家御家来名付知行高等記録』には、馬廻小姓組の梶原喜平次組に四百四十九石二斗八升九合の知行を受けた武士として、金春安照の弟子であった中村靱負があり、別に専門の「役者」として十九名の名が見える。

彼らと、町役者であった本座新座の役者との交流を推測させるのが、中村家蔵の『寛永伍年二月七日友枝源蔵政次起請文』（表章氏「肥後中村家能楽関係文書について」『法政大学文学部紀要』16）である。他言無用の秘伝であること、道への執心による所望であること、父母同然に師事すべきことの三箇条からなり、氏神藤崎大明神、祇園・阿蘇の両神に起請を立てている。宛先は当時加藤家を致仕し、能の道に専心していた中村少兵衛（靱負）であり、恐らく藩主加藤忠広の意向を受けて入門したものではなからうか。桜間については加藤家時代の資料には所見がない。桜間とは明記されていないが、藤崎宮の石灯籠に「奉寄進石灯籠 慶安二年己丑九月十一日造 新座」と刻銘のあるものが報告されている（『熊本県文化財調査報告』第二集「藤崎八幡宮石像美術」）。

寛文八年には靱負の嫡子である中村正辰等宛の桜間木工之助の七月二十一日付起請文が中村家に現存し、それ以前から数年にわたる正辰に師事していたらしいことがその文面から知られる。

この兩名が両座能大夫の初代と考えられている（前掲表氏稿）

が、彼らは藤崎宮放生会や祇園宮祭祀に参勤する町役者として、中村家に入門する以前から能に携わっていたのではなからうか。細川忠利が小倉時代に抱え役者を小倉祇園社の神事猿楽に出動せしめている（大日本古文书『細川家史料』忠典文書三八一など）ことを考えても、神事能にも出動可能な能役者を抱えていた加藤氏や細川氏が、あえて神事能大夫を新たに取り立てるとは考えがたい。友枝源蔵や桜間木工之助以前からも、彼らとの血縁の有無は不明ながら、本座・新座の能大夫が活躍していた可能性は強いといえよう。

加藤家時代は知らず、細川氏の下で両座の役者は藩主御抱えの役者と並んで、国元における藩主主催の能にも出動していた。細川家御抱えの笛役者であった高木家に伝存する、江戸前期の能番組（中村勝氏・表章氏御教示）によれば、新座・本座の役者が藩主の御前で演能しているし、その状態は江戸後期まで不変であったようである。

藩主による演能への参仕ばかりでなく、新座本座の本来の勤役である藤崎・祇園両宮への神事能奉納は、宝曆六年七月以降は藩主の来臨が一門方の武士が名代として見物する形に変わったものの、退転することもなく続いていた（永青文庫蔵『機密間日記』従宝曆六年至文政十二年両社祭兩御寺社之部）。江戸末期の史料ながら、同じく永青文庫蔵『雑』は、足軽などの小者や下役、藩出入りの諸職人等の勤功・褒賞記録であるが、その末尾に「七、能役者」として見える記事は、江戸後期の本座・新座の役者の実態をよく示しているようである。その冒頭に次のごとくある。

能役者の儀、兩座大夫者格別、其余、芸方拔群之外者、都而五十年以上ニ而苗字御免之見合御座候処、仕手・脇・狂言

・鳴方等、段々差別有之。就中狂言師頭取者、兩座共一家を立、数代相続いたし、専ら家業に打懸、余多弟子をも仕立、

兩御神事を初、御能御用無指支様、狂言方一卷を引受相勤。

又鳴方・地謡等者、多く商売之余遊に稽古いたし、座方に連居候達茂有之。様子に付、苗字御免之儀茂少者延縮、取分可被賞儀可有御座哉。因而職方之甲乙次第に寄、段等を取、先例に斟酌を加、仮に制限を設、役別段之儀者例書迄挙置申候。猶現に当り、程に応、斟酌之筋、臨時之御會議茂可有御座哉。(但大夫外座役共、人体次第、町方限、座米六拾石之内より相応に合力錢被渡下候由之事。)

以下、本座大夫友枝善威・吉郎、新座大夫桜間門理・右陣の四名には苗字御免の他に本座方は毎年現米二十石の拝領米に馬代米一石、新座方は毎年現米四十石の拝領米に馬代米一石が各々下給され、他の役者十四名も文化から天保の間に次々に苗字御免となつたことが見える。また仕手方桜間順左衛門は七十年の芸道生活の間に、天明六年「新座逐年相衰砌、江戸江罷登、出精いたし、伝授事等相濟、御便利相成候ニ付、三人扶持被下置」、文化八年苗字御免、文政四年町別当列、天保二年桜御紋付御拾羽織拜領と、町役者ながら江戸に留学して伝授を受けた新座中興の祖として、藩より高く評価されていたことが知られる。扶持や苗字御免はあくまで特例であるが、彼ら町役者の芸の水準は極めて高かつたらしく、上は一流を成して藩主の能の相手をする者から、下は町

人が商売之余暇を利用して稽古し、神事の席に連なる者に至るまで、その層も厚かつたことがうかがわれる。

## 二、抱え役者と武家役者—熊本藩の能役者

藩で扶持した四座の役者の弟子筋で、専門の能役者として能役のみに勤仕する者が「抱え役者」、武士としての俸禄を受けているにも関わらず、役者として奉仕する者が「武家役者」であるが、実は両者の境界は甚だ曖昧である。細川忠興は自らの稽古能に、能に嗜みのある小姓を出演させていたことが、嫡男忠利への書状から知られるが、彼らがすべて後に役者になるわけではない(拙稿「細川家資料に見る江戸時代初期の能業」(下)『能・研究と評論』18)。これに対し例えは伊達政宗の家臣であつた桜井八右衛門安澄の場合は、小姓が事実上の能役者となつた例である。

安澄は曾祖父は織田信長の家臣であつたが、祖父の代に本能寺の変により浪人し、父の代に政宗に仕え、八右衛門自身も小姓として公边に侍す内に、小器器用の故に十四歳で金春大夫に弟子入りを命じられて南都に赴いた。修業中大坂夏の陣に参陣して加増されるなどのこともあつたが、帰参後の職掌はもっぱら能に関することだつたようである。政宗の近衛信尹接待能や、將軍への馳走のための當中での演能などに活躍し、その養子権十郎も共に能の道を嗜み、伊達家能大夫として活躍した(伊達文庫蔵『古八右衛門様大坂御陣并勤功書』)。問題は、その身分である。桜井八右衛門家は、一応は大坂陣での戦功を誇る家柄であるにも関わらず、最終的には乱舞方という専門役者の位置付けをされたのである。

これと対照的なのが中村靱負に始まる肥後中村家である。表氏前掲御論考によれば、靱負は初め加藤忠広に仕えたが、致仕後の寛永六年に細川忠興の謁見を賜わり、その縁で嫡子正辰は加藤家廃絶後には細川藩の禄を食んだ。しかし彼の子孫は、本家は武家として奉公し、四代目の時に分家してそれに能伝書の一切を相続させたが、その分家も次第に能を離れ、武士としての道を選んだ。能役を御免となったわけではなく、稽古もしていたらしいが、正月の謡初に祇候してまず中村家当主が〈弓矢立合〉のみを歌い、後は本座・新座が勤めるという程度の能との関わりであったようである（永青文庫蔵『御謡初之式』）。

このような扱いの相違は、一つには藩としての制度上の違いが大きい。細川藩においては役者を藩の諸職の内に位置付けたのは江戸前期あたりまでらしく、それも連大夫以下の役者が主体であった。そして江戸後期には特に役職として役者衆に相当する分類を設けなかったようである。細川藩の藩政記録を取載する『熊本県史料・近世篇』第二「部分御旧記」賞賜并選挙部六『寛永五年七月廿七日御印御扶持方御切米帳』には、「御役者衆」という項目があって、福王十大夫他全九名の名が見える。もちろんこの人数では演能は不可能であり、他に京や江戸の役者にも扶持を与えていたらしく、国元では当然藩士の内で芸器用の者にも出演させたものであろう。隠居の身ながら忠興も、もと豊臣秀次の役者であった松田忠五郎門齋のような、京都在住の猿楽を感従させていた（『綿考輯録』巻二十一「三斎君に御奉公御知行被下置面々」）。同記同部四の『正保式年御扶持方御切米帳』になると、「御役

者衆」が二十一名にも達するようになる。衣裳着せなども含んでの人数であるが、その他に武家役者の中村正辰などもないのであるから、一応は藩の内部で上演可能な陣容が揃っていたわけである。ところが『宝暦五年御侍帳』（『出水叢書』所収）には藩の抱え役者に相当する役職が見えない。「御侍帳」であるから、当時の通念からすれば役者はその中に入るべくもないわけではあるが、「江戸御合力御扶持方等被遣役者」として、「一、大判杓枚半 観世左吉／一、貳拾人扶持 高安三太郎／一、大判杓枚 高安孫右衛門／一、拾人扶持 宝生九郎／一、三人扶持 春日孫市」とも見えるから、役者の類を全く排除したのではなく、医師・茶道をはじめ、知行取りのみならず扶持米取りや切米取りの者も記されているのに、抱え役者だけが見えないのである。

江戸後期の細川藩主の懐中日記『重賢公日記』（『出水叢書』）には、しばしば「稽古」とか「十大夫」とかの文字が記され、場合により能の曲名が併記されることもある。永青文庫『宝暦三年御番組』二冊は、宝暦三年から十三年にいたる（一部明和四年分を含む）無題の能番組であるが、本来はより大部であったろう重賢時代の稽古能記録の一部であることは明らかで、宝暦十一年以降の分が『重賢公日記』の記事と対応している。それによれば、「稽古」とあるのは重賢自身の出演を主体とする稽古能、「十大夫」とあるのは、在府中に喜多十大夫について稽古したことを示すことがわかる。この十大夫には当然扶持米を与えていたはずであるが、先の『御侍帳』には見えず、これは欠脱なのであろう。一方『御番組』に見える役者の多くは江戸にも肥後にも付き従っ

ており家中の士であるらしい。『御侍帳』では松野龜右衛門支配の二百石取りの武士で、御役料百石を加給されている福田李平は『御番組』の爲手役者李平次・李平と同人らしく、同支配の五人扶持十石で御役料十石加給の佐藤平弥なども『御番組』中に同名が見える。資料不足で充分な考証は今後の課題であるが、いずれも重賢左右の家臣が稽古能にも相伴したものと考えておきたい。すなわち江戸後期には専門の役者を置かず、藩士と、場合によっては町役者をも加えて能を演じていたのであるが、町役者の水準が高かったことと、藩の財政事情とが、このような形を取らせたのであろう。なお細川家能大夫の中村伊織正辰にしても、同じく万治頃以降の細川家能番組に名に見える喜多寿硯の弟子の志水一学にしても、いずれも身分は武士であり、名目上は一代限りの役者として、家督相続を認められても後嗣は武士としてのみ藩に仕えようとする傾向があったようである。

### 三、役者への転身―毛利藩の武家役者

毛利藩にも三役を中心に武家出身の役者が多かった。毛利藩の武家役者として著名なのは、毛利家の重臣であった安戸玄劉とその弟子由良瀬兵衛である。室町後期の観世座の笛方千野与一左衛門尉の弟子であった牛尾玄笛に師事して大事を相伝した玄劉が、藩中の弟子であった由良瀬兵衛にその伝書一切を相伝したもので、瀬兵衛以下の芸系は由良流を称して幕末まで続く。このように四座の家元に匹敵するような芸流が地方に残存する例は、極めてまれなのであるが、由良家にしても本家は家業御免を願ひ出て武士

の家筋を保持し、別に分家して養子を迎え、芸系を伝えたのである(拙稿「由良家藏能楽関係文書解説」『能楽研究』9)。

このように本来役者の家柄ではなくても、素人が入門して修業する中に役者としての道が開けるわけで、こうした場合、武家出身としても多くは名門の出ではなかった。毛利藩能大夫竹本八郎兵衛常知も、当時の諸藩の能大夫の典型例といえよう。山口県文書館毛利家文庫蔵の毛利藩譜録『竹本喜太郎常之略系並伝書御奉書写』に次のごとくある。

……幼年より喜多寿硯弟子ニ罷成、京都居住仕候所、寛文七年寿硯弟子被召抱度之旨、寿硯方へ被仰遣、御国罷下、御能被仰付候上、弥可被召抱との御事ニ御座候故、御恩式百石被下置候者御家可能出候通申上置、京都罷登候事。一、寛文八申年又々御国罷下候様ニ与京都被仰遣候付、早速罷下候。其節御当地大夫役者春日八右衛門相勤候付、彼者養子分ニ可被仰付旨御座候処ニ、八右衛門儀者申菜家筋之由及承候付、春日養子分与御座候而者御請得仕候、寔之素人ニ而知行式百石被下置候者御奉公可申上候段、児玉忠右衛門・木村九郎左衛門兩人江申達候処、弥素人ニ而願之通式百石ニ可召抱との御事ニ而、屋敷をも新規ニ拝領被仰付、名字をも持懸りニ而被召出候。(下略)

一、從京都御国罷越候節、仕手連役脇師并物着等茂御無人ニ付、取立差上候様ニ被仰渡候ニ付而、於京都取立置候福本権兵衛儀、御当地江呼下、当分御雇ニ而、仕手連役物着を兼役ニ而相勤させ、御用ニ立申候。其已後彼者御譜代被仰

付、倅伊兵衛儀も取立、御用ニ立申候。

寛文七年当時はすでに四代將軍家綱の時代であり、將軍個人は能よりは平曲や幸若舞を好んだのであったが、毛利藩は外様の雄藩としてなお僂武の姿勢を示す必要があったのであろう、將軍秀忠・貞胤の猿楽として声望のあった北七大夫の長男で、京都に隠退していた寿硯の弟子を名指しで抱えようとしたのである。後嗣のなかったらしい毛利藩能大夫春日八右衛門に代えたい意向があったと思われるが、常知は友人筋の春日の養子格となることを断固拒否し、知行二百石・素人の武家役者の扱いを主張して譲らず、藩に認めさせた上で参仕したのである。しかしながら実際の参仕後は二百石の知行は反古となり、春日への改姓こそ免れたものの、当座に与えられた半知百十九石がそのまま崩し的に実際の知行高となって、幕末に至るまで、常に毛利藩の御家大夫として活躍することになる。そのみならず、京都より仕手連・物着方兼役で呼び下した、寿硯門下の相弟子福本権兵衛を初め、当地で数々の弟子をも取り立てている。

毛利藩では役者はすべて寺社組に配属されていた。毛利家文庫蔵『業家書拔』（寛政年間以後の記録か）によれば、「寺社組御役者」として竹本奥之進以下総勢三十四名の役者の名が見え、別に「寺社組御衣装着せ」として二名が記される。それ以前の安永・明和年間の『譜録』には物着せも含め三十八家が役者の家とされ、後の記録である『業家抜書』とは相互に多少の出入りもある。また安永六年から文化七年までの演能記録である由良家蔵『御用勤諸控』によれば、毛利家中の陪臣で藩の役者の弟子筋なども藩主

主催の能や神事能に出演しているようであるから、右のみで藩中の役者を網羅できるわけではあるまいが、藩専属の主要な役者は三十〜四十名の間であったと考えてよからう。累代の旧家であった由良家などは例外として、その他の多くは概ね八郎兵衛と前後して、將軍家綱・綱吉時代の藩主である綱広・吉広に召し出されて家を起こした者である。八郎兵衛家の歴代の当主は江戸に下向して喜多流の家元門下に参入し、常知より数えて三代目の常晴は享保十年より四年間、喜多十太夫の弟子番頭になったほどで、典型的な御家大夫であった。先述の桜井八右衛門などもこれと同様の立場であつたらう。身分的には武士と役者の境界線上にいるのが、これら能大夫であつた。

武士と役者との境界にいる点では一時的な御雇役者から譜代に取立てられた者も同様である。主命によって流儀替えを命じられる場合もあつたし、毛利藩の場合は業家之者の配属である寺社組から武士の身分である大組への転属もあり得たから、役者から武士の身分に飛躍することも不可能ではなかったが、それは極めて希有の例といつてよい。転属を願ひ出るべき家柄とそうでない者との差は歴然としており、一芸を以て仕えたとしても家督相続が認められるとは限らず、生涯御雇のまま終る例も少なくなくあつた。先の「常之譜録」によれば、常知の取り立てた弟子十名の中でも、井上右衛門允は幕府に召し出されて中沢八右衛門と改称して側役者となつたらしく、横山七右衛門は家業御免を賜わり、中山九兵衛・渡部治右衛門は御暇、池田七郎兵衛・井上新五左衛門は一代限りの一生御雇であつた。江戸後期まで役者の家柄が統

いたのは、福本権兵衛家（喜多流連）・神代源太夫家（宝生流から喜多流連に流儀替え）・中井久右衛門家（小島久右衛門が後中井に復姓、流儀不明の脇方。或は別人か）・清水又兵衛家（一時喜多流より高安流脇に流儀替え、後喜多流連に戻る）のみである。現存の能役者譜録の各家はいずれも譜代として扶持を与えられた家柄である。しかしそこに洩れた雇役者として勤仕する仕手連・地謡・囃子方・脇方などはかなり出入りが激しかったのであろう。

#### 四、四座の家元と諸藩の能—津輕藩の合力役者

東北の外様大名である津輕藩では、能役者は御菜屋奉行支配であったが、その下に物書（記録係か）・御役者・仕手連・脇連・衣装着が属し、明和五年には物書六名の他総勢六十名以上の役者がいた。（弘前市立図書館津輕家文庫蔵『天明—文化分限元帳』）。大夫は喜多流の野添織三郎であったが、古く元禄七年には京都の手猿楽の日吉権大夫が召し連れられて下国し、擬作金七十五兩十五人扶持を賜わり、藩中の秋元藏主潔克に三老女を皆伝せしめたという（同館岩見文庫蔵『封内事実秘苑』。ただし後述の藩庁日記によれば秋元藏主なる役者は見えず、当時の脇役に秋元三右衛門がおり、大夫は久留瀧右衛門が権大夫とともに勤めている）。また下って天保十一年には喜多権十郎を奥通小姓格で召し抱え、野添・喜多の両大夫が幕末まで続くのであるが、弘化・嘉永年間に一代限りの御雇や見習も含め、総勢七十名以上にも達していた。津輕藩には江戸前期から幕末に至る、『国日記』と『江戸日記』とからなる藩庁日記が現存するが、『国日記』によれば、延宝二

年八月に着工の能舞台において、十一月に、前年召し抱えた喜多流山田清左衛門出演の町入能が催行され、これが津輕藩の能制度の始まりでもあったらしい。能に傾きつつあった將軍の意を迎えんがため、同様のことは後に加賀藩・鳥取藩などの外様大名はもちろんで、譜代大名筆頭の彦根藩までもが行ったことであった。

この『津輕藩藩庁日記』を見ると、元禄頃の宝生座付の小鼓役者である幸清五郎が藩の合力役者であつたらしいことがわかる。四座の役者を諸藩が合力することは早くから知られているが、一つには藩主の稽古のためであり、一つには藩の役者の指導のためであつたと思われる。しかしながら幸清五郎の場合は、津輕藩御用達とでもいうべき仕事をしているようであり、これは津輕藩のみならず、いずれの藩においてもこうした役者を置いていたものと思われる（例えば越前福井藩においても同様）。

元禄七年三月朔日、將軍綱吉の経書御講読御拜聞御祝儀の振舞が江戸の津輕藩邸で行われ、囃子と狂言が演じられたが、幸清五郎は主人役である藩侯の御供之衆の中にあつて、舞台には出演していないのである。同五日には当日役者として参上した山田藤右衛門・松井喜左衛門・春藤源七・大藏弥太郎らの出演料について、その金額・内訳を藩で検討し、「幸清五郎方へ承合候処、右之通ニ遣可然旨参候ニ付、達御聴、今日松野茂右衛門方より夫々江差遣之」という。同様に元禄八年四月二十九日条でも、「明晦日御忍之為御祝儀（御参府御祝儀）……………御膳過御囃子役者之儀、笛・太鼓老人宛、大鼓・小鼓、御手前役者之外ニ老人宛、地謡五人、参候様ニ、幸清江申遣候処、何茂右之通参候様ニ可仕旨申来候」



とあり、その当日、役者達は木村木工之助長屋で一汁五菜着二種菓子付の馳走と夜食とを賜わったのに対し、清五郎は表座敷で二汁七菜の御料理、御吸物・御肴二種・御茶菓子という正客に準じた料理を賜わっているのである。そして五月二十八日になって、

先達而御客来之節、参候御役者之御銀被遣候儀、幸清へ致相談、其已後達御耳、左之通遣候様ニと御聞役并本メ方へ申渡之。四月晦日ニ参候御役者。笛清水喜兵衛・太鼓沢村平四郎・大鼓威徳源四郎・小鼓佐藤清助。右四人銀杵杖宛。地謡吉田彦左衛門・同梅若勘九郎・同松尾善八。右五人金貳百疋宛。五月十五日(佐竹侯招請囃子)幸清より参候、地謡上原勘兵衛・同野村理兵衛・同弥石新兵衛、右三人金貳百疋ツ。四月十五日(当日来客饗応の謡等あり)日吉権大夫より参候。地謡佐々木三郎兵衛・同高樋久右衛門、右貳人金貳百疋宛。右之通幸清并日吉権大夫方迄差越、夫々相届給候様ニと申、御聞役より遣之。

とある。すなわち江戸藩邸での能に際し、手伝いの役者を雇うについては、御家大夫にあたる者が自ら手配して役者を募る場合もあり、幸清五郎のごとき御用達ともいべき者が差配して、流儀に関わりなく人を集めることもあり、その給金額の相談にも預かっていた。四座の大夫を招く場合もこれに準じたかどうかは不明ながら、これも家中の弟子筋に伝手がなければ清五郎の仕事になつたのではなからうか。このような差配は、特に清五郎のような囃子方には貴重な副業であつたろう。自らの弟子を送り込むだけではなく、諸藩の能楽顧問の様な仕事をも、四座の家元達はして

いたのである。なお同日条に金剛座付の脇役者高安彦九郎が、高安次右衛門(同座地謡か)の脇役者御取立につき、自ら御礼言上のため御目見を願ったことも見える。「已来御出入茂仕度」というから、自身の売り込みも兼ねていたのであろう。

### おわりに

時代が下るに従い、地方諸藩の役者の四座の家元への系列化は一層進んだようである。四座の家元達は大夫と否とを問わず、自分の内弟子を諸侯に斡旋し、また諸藩の芸道志願の者に習事を伝授し、自身は諸侯の江戸藩邸における稽古相手や、演能の相談役を勤めるなどの副業をする場合もあつたのである。これはあくまで幕府の役者としての役得であらうが、それが結果的には諸国に四座の弟子筋を分布させることに繋がり、同じ関係が藩の抱え役者とその弟子筋との間に成立することによって、全国的な規模での封建的な家元制度が成立する基盤を作つたわけである。その背景には、一芸を以て禄にありつこうとする下級の武士や浪人階級の存在があつた。もちろん芸道に執心の篤志の芸人もまた少なくなかつたであらうし、ここで見たのは封建制度下における社会事象の一端に過ぎないが、それが当時の能役者のあり方の典型的な一例であることもまた事実といえよう。

本稿は一九九〇年度より継続の文部省科学研究費一般研究(C)「江戸時代の能楽に関する基礎的研究」の成果の一部である。本稿執筆にあたり使用させていただいた資料の所蔵者各位にあつく御礼申し上げる。